

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月31日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第28号中「一般社団法人」を「公益社団法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)